

役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程
(社会福祉法人ポップコーン福祉会)

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費を含む。)及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員・評議員及び評議員選任・解任委員の報酬は、社会福祉法人ポップコーン福祉会定款第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第3条 役員・評議員及び評議員選任・解任委員が職務遂行に伴い発生した費用については、職員旅費支給規程の規定に準じ、これを支給できる。ただし、理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席に際しては、費用の支給を行わないものとする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年11月4日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は平成31年3月23日から施行する。